

## 閉会の辞

塩野谷 祐一

ありがとうございました。予定の時間が参りましたので、この辺でシンポジウムを締めくくらなければなりません。我々はこのセミナーにおいて、福祉国家における経済と倫理の関連について討論をしまいいりました。ここで規範的な道徳哲学・政治哲学の展開を俯瞰しておきたいと思います。福祉国家の基礎付けの理論として、影響力の強い画期的な貢献をしたのはジョン・ロールズの正義論であります。彼の立場は、経済成長や公共の福祉といったマクロ的基準やそれを達成するための効率性基準という立場を批判して、世の中の仕組みの公正さに焦点を置いたものです。20世紀の倫理学は規範的な議論をすることにためらいを感じ、方法論的な倫理学しかやっていなかったのですが、ロールズ以降、活発な規範理論の展開が始まりました。それ以後の倫理学は、ロールズの立場を受け入れるにせよ、批判するにせよ、彼の設定した土俵の上で議論をせざるを得なくなったわけです。

いくつかの代表的な立場を挙げてみますと、第一に自由至上主義（リバータリアニズム）が最も保守的なものでしょう。今日のパネリストの中にはそういう立場の方がおられなかったために、その主張はあまり出ておりませんが、リバータリアニズムは消極的自由と積極的自由の対立、自由と平等の対立、効率と公正の対立、個人の自立と国家のパターナリズムの対立といった対立原理の設定の下で、自由・効率・自律を強調し、福祉国家の再検討にあたっては小さい政府の確立を要求しております。代表的な人としてハイエク、ノージックらが挙げられるでしょう。第二に、潜在能力アプローチという、センの立場があります。彼も基本的には正義論の立場に立ちながら、福祉国家の基礎をロールズが考えたような所得や資源のタームではなく、資源と効用の中間にある人間

の生き方の選択という点に焦点を置いたものであって、重要なことは自由と平等との整合化をはかろうとしたことです。従来の政治哲学は自由と平等は対立するものと考えてきましたけれども、彼は自由というものも平等の主張の一つであると見なし、人間の生き方の選択における自由を主張したのです。第三に、共同体主義（コミュニタリアニズム）というのがあります。これは自由や権利の基礎、したがって福祉国家の基礎を共同体の連帯の倫理に求めようとするものであって、官僚的な統治をする福祉国家に対して、福祉の共同体をつくろうという主張を福祉国家論としてやっているわけです。最後に、フェミニストの倫理学があります。これは先程川本さんが触れられたことにも関連しますが、正義の理論を男性の倫理学とすれば、ケアの倫理学は女性の倫理学であるという挑戦をしているものです。

以上のような理論はそれぞれ強調点を持っているために、一見したところ互いに対立するようで見えます。しかし、それらは福祉国家の在り方について考慮されるべき重要な問題がどこにあるかということ、それぞれ違うところに焦点を置いて提起していると考えられるのです。対立する問題点については、本日の議論の中でも言われたように、民主主義を前提として国民が決着を与えると思います。つまり国民が積極的に公共的な議論に参加し、社会的な合意を形成しなければならないのです。民主主義の前提は、人々が社会的な決定に参加することですから、人々が正しい知識を持ち公正な判断をしなければなりません。先程橘木さんが提起してくれた日本についての謎めいた数字があります。つまり、平等か競争かということについて、どちらもよくわからないと答える人々が多いということは、実は福祉についての負担をすることはいやだが、給付を受けることは賛

成であるといった矛盾した立場の反映ではないかと思うわけです。政治の世界でも、しばしば高福祉・低負担といった非論理的な表現がされますが、そういうことはあり得ないのであって、高い給付を望むならば、高い負担をしなければならないのは当然です。ですからそのような認識が民主主義の基礎にならなければならないと思います。今回のシンポジウムでそういう認識を一層促進することができれば幸いであると考えます。

本日の5人のパネリストの方々には、大変な緊張の中を我慢強くお付き合い頂き、貴重なご意見を聞かせて下さいまして、誠に有り難うございます。皆さんからの拍手をもって感謝の意を表したいと思います。それと同じ意味で、あるいはそれ以上の意味を持って会場の皆様方には、長時間に

わたり熱心に我慢強くご聴講頂きまして誠に有り難うございました。最後に次の部分は、正確に翻訳してくれるかどうか判りませんが、見えないところで卓越した手腕でこのシンポジウムの運営を助けて下さった同時通訳の3人の方々に拍手を送り、感謝したいと思います。ではこれにて会議を終了致します。有り難うございました。

#### 編者注

- 1) 最終稿においては「産業政策サブ・システム」(industrial sub-system)は「調整政策サブ・システム (coordination policy sub-system)」と変更されている。以下では特に必要のない限り、調整政策サブ・システムと記述する。
- 2) 注1参照。